

地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件  
新旧対照表

改正後	現行
<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成二十九年年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。</p> <p>一 地方職員共済組合 千分の〇・〇九</p> <p>二 公立学校共済組合 千分の〇・一九</p> <p>三 警察共済組合 千分の〇・〇六</p> <p>四 東京都職員共済組合 千分の〇・一〇</p> <p>五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六</p> <p>六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六</p> <p>七 都市職員共済組合 千分の〇・〇六</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成二十八年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。</p> <p>一 地方職員共済組合 千分の〇・二六</p> <p>二 公立学校共済組合 千分の〇・四一</p> <p>三 警察共済組合 千分の〇・一二</p> <p>四 東京都職員共済組合 千分の〇・二一</p> <p>五 指定都市職員共済組合 千分の〇・三一</p> <p>六 市町村職員共済組合 千分の〇・三一</p> <p>七 都市職員共済組合 千分の〇・三一</p>

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件（昭和四十八年三月三十一日自治省告示第七十二号）新旧対照表

改

正

後

現

行

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成二十九年以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付（以下「地方の組合の経過の長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。））、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百一条の二に規

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成二十八年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員（当該地方公共団体が設立した法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人及び法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人等」という。）の職員を含む。以下同じ。））、当該地共済組合の組合役職員（法第四百一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人等の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人等の職員である組合員の標準報酬

定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）を、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）を、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地共済組合の組合役職員（法第四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用

月額額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人等に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。以下同じ。）に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過の長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過の長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。



付等追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の(注)(3)及び(注)(4)において同じ。)を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が二以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

(中置)

II 組合役職員等である組合員に係る追加費用率の算式  

$$\underline{\text{厚生年金保険給付等追加費用率}} = A \times 1.000$$

(中置)

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{40.5}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{50.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{29.0}{1000}$
23.8		

付追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の(注)(3)及び(注)(4)において同じ。)を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が二以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

(中置)

II 組合役職員等である組合員に係る追加費用率の算式  

$$\underline{\text{厚生年金保険給付追加費用率}} = A \times 1.000$$

(中置)

別表第1 厚生年金保険給付追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{36.3}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{53.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{31.8}{1000}$
14.3		

警察共済組合		$\frac{1000}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{29.8}{1000}$
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		$\frac{20.3}{1000}$
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{6.2}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{7.0}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.4}{1000}$

警察共済組合		$\frac{1000}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{23.7}{1000}$
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		$\frac{14.9}{1000}$
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{4.4}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{6.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.8}{1000}$

警察共済組合	$\frac{6.1}{1000}$
東京都職員共済組合	$\frac{7.0}{1000}$
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$
都市職員共済組合	

(空)

警察共済組合	$\frac{1.7}{1000}$
東京都職員共済組合	$\frac{2.9}{1000}$
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	$\frac{1.8}{1000}$
都市職員共済組合	

(空)

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件（平成二十八年三月三十一日総務省告示第二百二十七号）新旧対照表

改

正

後

現

行

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第九十三條第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七條において準用する同法第九十六條第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五條第一号の規定により、平成二十九年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四百四十四條の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付（以下「地方の組合の経過の長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四條の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三條第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の六・九を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四條の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第九十三條第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七條において準用する同法第九十六條第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五條第一号の規定により、平成二十八年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四百四十四條の三第一項に規定する団体が、法第七十五條第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四條の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額とし、一元化法附則第七十五條の二第一項に定める地方の組合の経過の長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第四百四十四條の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・二を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が、法第七十五條第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第四百四十四條の十九の規定によりみなして適用する法第四百四十四條の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同



金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に千分の六・九を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇を乗じて得た金額とすることとする。

じ。）の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・一を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過の長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・二を乗じて得た金額とすることとする。